

議案第 号

宝塚市特別名誉市民の決定につき同意を求めることについて

次の者を宝塚市特別名誉市民としたいので、宝塚市名誉市民条例第7条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年(2016年)12月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市特別名誉市民に決定しようとする者

氏 名 坂 上 頼 泰 (木接太夫)

議案第 号

宝塚市特別名誉市民の決定につき同意を求めることについて
宝塚市特別名誉市民に決定しようとする者

氏名 坂上 頼 泰(木接太夫)

生年月日 永正11年(1515年)生まれ

略 歴 永正11年(1515年) 山本郷(現在の宝塚市山本地区)に生まれる。
詳細不明 第34代山本荘司

郷士となる。

一時豊臣秀吉の親衛の任に就く。

退隠し町人となる。

山本膳太夫と号す。

山本一带の人別帳を扱う大庄屋となる。

花木を育培する一方、酒造、銀鉱採掘、両替業などを営む。

文禄 2年(1593年) 接ぎ木の術に優れ、豊臣秀吉から「木接太夫」の称号を与えられる。

慶長 2年(1597年) 4月 2日 逝去(享年83歳)

事 績 坂上頼泰公は、源満仲から山本郷を委ねられた初代山本荘司坂上頼次(坂上党武家団頭領。坂上田村麻呂から7代目)の子孫として、永正11年(1515年)、山本郷(現在の宝塚市山本地区)に生まれた。花木を育培する中で「接ぎ木の術」を発明し、園芸界に不滅の功績を残した。接ぎ木の術は、樹勢の強い同類の台木に果樹や花木を接ぐことにより、成長を早め、良質な実を結ばせ、花木を強健にして名花、珍花を咲かせるものである。接ぎ木の術に優れていたことから、坂上頼泰公は、文禄2年(1593年)、豊臣秀吉から「木接太夫」の称号を与えられた。

我が国の園芸の発展に大きく寄与し、千年の歴史を誇る日本三大植木産地である山本地区の、植木産地としての発展を揺るぎないものとした坂上頼泰公の功績は多大であり、今なお山本地区を始め多くの市民からその功績をたたえられ、親しまれている。

宝塚市名誉市民条例(抜粋)

(特別名誉市民)

第7条 第2条に定める場合のほか、市長は、社会文化の発展に寄与し、その功績が特に顕著で、郷土の誇りとして市民の尊敬を受け続けてきた偉人に対して、宝塚市特別名誉市民(以下「特別名誉市民」という。)の称号を贈ることができる。

2 第2条第2項、第3条及び第4条の規定は、特別名誉市民について準用する。

○宝塚市名誉市民条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の福祉の増進又は学術、技芸等の文化の進展、産業経済の振興その他の社会文化の発展（以下単に「社会文化の発展」という。）に顕著な功績があり、広く市民の尊敬を受ける者に対し、その功績をたたえ、これを顕彰し、もって本市に対する市民の愛着と誇りの高揚に寄与することを目的とする。

(名誉市民)

第2条 市長は、市民又は本市にゆかりの深い者で、公共の福祉を増進し、又は社会文化の発展に寄与することにより、本市の発展に貢献し、その功績が特に顕著で広く市民の尊敬を受けるものに対して、宝塚市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈ることができる。

2 名誉市民の決定は、市長が議会の同意を得て行う。

(名誉市民章)

第3条 名誉市民に対しては、宝塚市名誉市民章を贈呈する。

(顕彰)

第4条 名誉市民の氏名及びその功績の概要は、市広報に掲載して顕彰する。

(待遇)

第5条 名誉市民に対しては、次の待遇を与えることができる。

(1) 市の公の式典への参列

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた待遇

(称号の取消し)

第6条 名誉市民が著しく名誉を失墜し、市民の尊厳を失ったときは、市長は、議会の同意を得て、名誉市民の称号を取り消すことができる。

(特別名誉市民)

第7条 第2条に定める場合のほか、市長は、社会文化の発展に寄与し、その功績が特に顕著で、郷土の誇りとして市民の尊敬を受け続けてきた偉人に対して、宝塚市特別名誉市民（以下「特別名誉市民」という。）の称号を贈ることができる。

2 第2条第2項、第3条及び第4条の規定は、特別名誉市民について準用する。

(国際友好名誉市民)

第8条 第2条及び前条の規定にかかわらず、市長は、本市の賓客として来訪した外国人又は本市に特にゆかりの深い外国人に対し、宝塚市国際友好名誉市民の称号を贈ることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(宝塚市功労者顕彰条例の廃止)

- 2 宝塚市功労者顕彰条例（昭和32年条例第2号）は、廃止する。

(宝塚市功労者顕彰条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に宝塚市功労者顕彰条例の規定により顕彰されている者については、この条例により決定された名誉市民とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の宝塚市名誉市民条例第7条の規定により宝塚市特別名誉市民の称号を贈られた者については、改正後の宝塚市名誉市民条例第8条の規定により宝塚市国際友好名誉市民の称号を贈られた者とみなす。